

令和7年度答申第28号  
令和7年8月29日

諮問番号 令和7年度諮問第31号（令和7年6月27日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 障害者雇用調整金及び特例給付金の返還決定に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」又は「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）50条1項（令和4年法律第104号（以下「令和4年改正法」という。）による改正（令和6年4月1日施行）前のもの。以下同じ。）の規定に基づき支給した令和3年度申請分に係る障害者雇用調整金（以下「本件調整金1」という。）の一部及び令和4年度申請分に係る障害者雇用調整金（以下「本件調整金2」という。）の全部並びに法51条1項（令和4年改正法による改正（令和6年4月1日施行）前のもの。以下同じ。）の規定に基づき支給した令和3年度申請分に係る特例給付金（以下「本件給付金1」という。）の一部及び令和4年度申請分に係る特例給付金（以下「本件給付金2」という。）の一部の返還を命ずる決定（以下「本件返還決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

## 1 関係する法令の定め等

### (1) 障害者の雇用に関する事業主の責務

法37条1項及び2項（令和4年改正法による改正（令和6年4月1日施行）前のもの。）は、全て事業主は、対象障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者をいう。以下同じ。）の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであって、進んで対象障害者の雇入れに努めなければならない旨規定する。

### (2) 障害者の雇用義務

ア 法43条1項は、事業主（常時雇用する労働者（以下1において単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下「法定雇用障害者数」という。）以上であるようにしなければならないと規定する。

イ 法43条9項は、当該事業主が雇用する労働者が対象障害者であるかどうかの確認は、厚生労働省令で定める書類により行うものとする旨規定する。

### (3) 納付金関係業務

ア 法49条1項（令和4年改正法による改正（令和6年4月1日施行）前のもの。以下同じ。）は、厚生労働大臣は、対象障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、同項各号に掲げる業務（以下「納付金関係業務」という。）を行う旨規定し、同項1号は、事業主に対する障害者雇用調整金（以下「調整金」という。）の支給を、同項1号の2は、対象障害者である特定短時間労働者（短時間労働者のうち、1週間の所定労働時間が厚生労働省令で定める時間の範囲内にある者をいう。以下同じ。）を雇用する事業主に対する特例給付金の支給を、同項10号は、事業主からの障害者雇用納付金（以下「納付金」という。）の徴収を掲げている。上記の委任を受けて、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「施行規則」という。）16条の2（令和5年厚生労働省令第94号による廃止（令和6年4月1日施行）前のもの。以下同じ。）第2項は、特定短時間労働者について、1週間の所定労働時間が10時間以上

20時間未満の範囲内である者とする旨規定する。

イ 法49条2項は、厚生労働大臣は、納付金関係業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする旨規定する。

#### (4) 調整金

ア 法50条1項は、機構は、政令で定めるところにより、各年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに、法54条2項に規定する調整基礎額に当該年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する対象障害者である労働者の数（以下「雇用障害者数」という。）の合計数を乗じて得た額が同条1項の規定により算定した額を超える事業主に対して、その差額に相当する額を当該調整基礎額で除して得た数を単位調整額に乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の調整金として支給する旨規定する。

上記の委任を受けて、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号。以下「施行令」という。）14条（令和5年政令第239号による改正（令和6年4月1日施行）前のもの。以下同じ。）は、調整金は、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、翌年度の初日から45日以内に支給の申請を行った事業主に支給するものとする旨規定する。

上記の委任を受けて、施行規則15条1項は、調整金の支給を受けようとする事業主は、機構の定める様式による申請書（障害者雇用調整金支給申請書）を機構に提出しなければならない旨規定し、同条2項は、申請書には、機構の定める様式による報告書（その雇用する労働者の数が常時300人以下である事業主にあつては、その雇用する対象障害者である労働者の障害の種類及び程度を明らかにする書類並びに当該労働者の労働時間の状況を明らかにする書類を含む。）を添付しなければならない旨規定し、同条3項は、同条1項の申請書の提出は、法56条1項の申告書の提出と同時にしなければならない旨規定する。

イ 法50条2項は、同条1項の単位調整額は、事業主がその雇用する労働者の数に法54条3項に規定する基準雇用率を乗じて得た数を超えて新たに対象障害者である者を雇用するものとした場合に当該対象障害者である者一人につき通常追加的に必要とされる一月当たりの同条2項に規定する特別費用の額の平均額を基準として、政令で定める金額とする旨規定する。

上記の委任を受けて、施行令15条（令和5年政令第44号による改正（令和5年4月1日施行）前のもの。）は、単位調整額は、2万7000円とする旨規定する。

#### （5）納付金

ア 法53条1項（令和4年改正法による改正（令和6年4月1日施行）前のもの。以下同じ。）は、機構は、調整金、特例給付金等の支給に要する費用、納付金関係業務に係る事務の処理に要する費用等に充てるため、事業主から、毎年度、納付金を徴収する旨規定し、同条2項は、事業主は、納付金を納付する義務を負うと規定する。

イ 法54条1項は、事業主が納付すべき納付金の額は、各年度につき、同条2項に規定する調整基礎額に、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に政令で定める基準雇用率（同条3項）を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計数を乗じて得た額とする旨規定する。

上記の委任を受けて、施行令18条（令和5年政令第44号による改正（令和6年4月1日施行）前のもの。）は、基準雇用率は、100分の2.3（平成29年政令第175号（平成30年4月1日施行）、令和2年政令第311号（令和3年3月1日施行）により、令和3年2月以前の基準雇用率は、100分の2.2。）とする旨規定する。なお、基準雇用率は、施行令9条（令和5年政令第44号による改正（令和6年4月1日施行）前のもの。）で定める障害者雇用率と同率であることから、法54条1項の「当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に基準雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計数」は、「当該年度に属する各月の初日における法定雇用障害者数の年度合計数」と一致する。

ウ 法56条1項は、事業主は、各年度ごとに、当該年度に係る納付金の額その他の厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を翌年度の初日から45日以内に機構に提出しなければならないと規定し、同条2項は、事業主は、前項の申告に係る額の納付金を、同項の申告書の提出期限までに納付しなければならないと規定する。

#### （6）調整金の額の計算式

上記（4）及び（5）により、調整金の額は、次の算式により算出される。

また、BがCを下回る場合には、調整金は支給されない。

$$\begin{aligned}\text{調整金の額} &= (A \times B) - (A \times C) \div A \times D \\ &= (B - C) \times D\end{aligned}$$

A：調整基礎額

B：前年度の各月の初日における雇用障害者数の年度合計数

C：前年度の各月の初日における法定雇用障害者数の年度合計数

D：2万7000円（単位調整額）

#### (7) 特例給付金の支給

法51条1項は、機構は、厚生労働省令で定める支給要件、支給額その他の支給の基準に従って法49条1項1号の2の特例給付金を支給する旨規定する。

上記の委任を受けて、施行規則16条の2第1項は、特例給付金は、対象障害者である特定短時間労働者を雇用する事業主に支給するものとする旨規定し、同条3項は、特例給付金の額その他必要な事項については、厚生労働大臣の定めるところによる旨規定する。

上記の委任を受けて、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第16条の2第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特例給付金の額等を定める件」（令和2年厚生労働省告示第2号。令和5年厚生労働省告示第226号による廃止前のもの。以下「令和2年告示」という。）1条は、特例給付金の額は、各年度ごとに、事業主の区分に応じ、それぞれ同条各号に定める額に、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する特定短時間労働者の数（当該年度に属する各月ごとにその初日における法43条1項に規定するその雇用する対象障害者である労働者の数を上限とする。）の合計数を乗じて得た額とし、令和2年告示1条1号において、その常時雇用する労働者の数が常時100人を超える事業主について7,000円とする旨規定し、令和2年告示2条1号は、上記の事業主について、特例給付金は、各年度ごとに、翌年度の初日から45日以内に支給の申請を行った事業主に支給するものとする旨規定し、令和2年告示3条1項は、特例給付金の支給を受けようとする事業主は、機構の定める様式による申請書を機構に提出しなければならない旨規定し、同条2項は、前項の申請書には、機構の定める様式による報告書（労働者の数が常時300人以下である事業主にあつては、その雇用する対象障害者である労働者の障害の種類及び程度を明らかにする書類並びに当該労働者の労働時間の

状況を明らかにする書類を含む。)を添付しなければならない旨規定し、同条3項1号は、令和2年告示1条1号に掲げる事業主について、令和2年告示3条1項の申請書の提出は、法56条1項の申告書及び施行規則15条1項の申請書の提出と同時に行わなければならない旨規定する。

#### (8) 納付金関係業務調査

法52条1項は、機構は、法49条1項10号に掲げる業務に関して必要な限度において、事業主に対し、対象障害者である労働者の雇用の状況その他の事項についての文書その他の物件の提出を求めることができる旨規定し、法52条2項は、機構は、納付金関係業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項についての報告を求めることができる旨規定する(以下同条に基づく資料の提出等の求めを「納付金関係業務調査」という。)

#### (9) 納付金の納入の告知、追徴金等

法56条4項は、機構は、事業主が同条1項の申告書の提出期限までに同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書の記載に誤りがあると認めたときは、納付金の額を決定し、事業主に納入の告知をする旨規定し、同条5項は、前項の規定による納入の告知を受けた事業主は、同条1項の申告に係る納付金の額が前項の規定により機構が決定した納付金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から15日以内に機構に納付しなければならない旨規定する。

法58条1項は、機構は、事業主が法56条5項の規定による納付金の不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額に100分の10を乗じて得た額の追徴金を徴収する旨規定し、法58条3項は、機構は、追徴金を徴収する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき追徴金の額を通知しなければならない旨規定する。

法62条は、納付金その他この款の規定(法53条から68条まで)による徴収金は、この款に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する旨規定する。

#### (10) 書類の保存

法81条の2は、労働者を雇用する事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、法43条9項の規定による確認に関する書類(その保存に代えて電磁的記録の保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)

で厚生労働省令で定めるものを保存しなければならない旨規定する。

(1 1) 労働基準法

労働基準法（昭和22年法律第49号）109条は、使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を5年間保存しなければならない旨規定する。

(1 2) 国税通則法

国税通則法（昭和37年法律第66号）23条1項のいわゆる柱書きは、納税申告書を提出した者は、同項各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から5年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等に関し同法24条又は26条の規定による更正（以下「更正」という。）があった場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等）につき更正をすべき旨の請求をすることができる旨規定し、同項1号は、当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額（当該税額に関し更正があった場合には、当該更正後の税額）が過大であるときを掲げている。

国税通則法26条は、税務署長は、前2条又はこの条の規定による更正又は決定をした後、その更正又は決定をした課税標準等又は税額等が過大又は過少であることを知ったときは、その調査により、当該更正又は決定に係る課税標準等又は税額等を更正する旨規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、その雇用する労働者の数が常時300人を超える法人であり、令和3年5月17日、処分庁に対し、施行規則15条1項の規定に基づき、本件調整金1（754万6500円）及び本件給付金1（94万5000円）に係る支給申請書（以下「本件申請書1」という。）を提出して、これらの支給の申請（以下「本件支給申請1」という。）をした。処分庁は、同年12月22日、本件支給申請1に対し、全額（合計849万1500円）を支給した。

（令和3年度障害者雇用調整金及び特例給付金支給申請書、調整金・特例調整金・特例給付金支給決定総括表（令和3年度分））

- (2) 審査請求人は、令和4年5月16日、処分庁に対し、施行規則15条1

項の規定に基づき、本件調整金2（649万3500円）及び本件給付金2（94万5000円）に係る支給申請書（以下「本件申請書2」という。）を提出して、これらの支給の申請（以下「本件支給申請2」という。）をした。処分庁は、同年10月21日、本件支給申請2に対し、全額（合計743万8500円）を支給した。

（令和4年度障害者雇用調整金及び特例給付金支給申請書、調整金・特例調整金・特例給付金支給決定総括表（令和4年度分））

(3) 処分庁は、令和5年11月22日、審査請求人に対し、納付金関係業務調査（以下「本件調査」という。）をしたところ、本件申請書1及び本件申請書2の記載内容に係る根拠資料について一部しか確認できなかったため、不足している根拠資料（以下「本件根拠資料」という。）について、同年12月27日までに提出することを依頼した。

（「障害者雇用納付金関係業務調査 日報・事業主対応記録簿」）

(4) 処分庁は、審査請求人から、上記(3)の提出期限までに本件根拠資料が提出されなかったことから、本件根拠資料の提出期限を2回延長した上で（令和6年1月12日及び同年2月13日）、最終提出期限（以下「本件最終提出期限」という。）を同月29日とし、審査請求人に連絡した。

（「障害者雇用納付金関係業務調査 日報・事業主対応記録簿」、「2月29日（木）を最終資料提出期日として連絡した電子メール本文」）

(5) 処分庁は、審査請求人から、令和6年3月1日午前1時17分、午前5時12分及び午前6時52分に本件根拠資料の一部を電子メールで受領した。処分庁は、同月8日までの間、審査請求人に対し、提出された本件根拠資料に係る照会等を行い、審査請求人から、その回答や追加の書類の提出を受けた。

（「障害者雇用納付金関係業務調査 日報・事業主対応記録簿」）

(6) 処分庁は、令和6年3月18日、審査請求人に対し、本件調査の結果により、一部の雇用障害者について、雇用区分の誤り又は根拠資料が確認できなかったことから、本件調整金1の一部（712万8000円）及び本件給付金1の一部（38万5000円）並びに本件調整金2の全部（649万3500円）及び本件給付金2の一部（48万3000円）について返還すべきであることなどを内容とする令和3年度申請分及び令和4年度申請分の算定調査書（以下「各算定調査書」という。）を送付した。

（「障害者雇用納付金関係業務調査 日報・事業主対応記録簿」、「令和5年

度（令和3年度申告申請分）調整金＋特例給付金 算定調査書」、  
「令和5年度（令和4年度申告申請分）調整金＋特例給付金 算定調査書」)

(7) 処分庁は、令和6年5月7日付けで、審査請求人に対し、「令和4年度及び令和3年度申請分に係る算定調査書に記載のとおり、常用雇用労働者数及び雇用障害者数が誤って計上されていたことが判明したため」との理由を付して本件返還決定をした。

なお、処分庁は、本件返還決定と併せて、同日付けで、審査請求人に対し、法56条4項及び58条3項の規定に基づき、令和4年度分の納付金の納入告知書及び追徴金通知書（以下「納入告知等」という。）を送付した。これに対し、審査請求人は、法62条の規定によりその例によることとされる国税通則法23条1項の規定に基づき、納入告知等に係る納付金の額の更正の請求をしたところ、処分庁は、同法26条の規定に基づき更正をし、令和6年7月1日付けで納入告知等を取り消した。  
(障害者雇用調整金特例給付金返還決定通知書、納入告知書及び追徴金通知書の送付について、障害者雇用納付金納入告知等の取消通知書、審査請求人代理人作成の報告書)

(8) 審査請求人は、令和6年7月4日付けで（審査庁の受付は同月5日）、審査庁に対し、本件返還決定を不服として本件審査請求をした。  
(審査請求書)

(9) 審査庁は、令和7年6月27日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。  
(諮問書、諮問説明書)

### 3 審査請求人の主張の要旨

#### (1) 審査請求書における主張の要旨

処分庁は、処分の理由を、各算定調査書に記載のとおり、常用雇用労働者数及び雇用障害者数が誤って計上されていたことが判明したためとしている。各算定調査書には、納付金の申告内容及び調整金又は特例給付金の申請内容に係る調査確認状況として、令和4年度については、身体・知的・精神障害者の数が▲344.5人、週労働時間が10時間以上20時間未満の障害者の数が▲69人、令和3年度については、身体・知的・精神障害者の数が▲264人、週労働時間が10時間以上20時間未満の障害者の数が▲55人と記載されている。

しかしながら、審査請求人が、各算定調査書において修正があった障害者

について確認したところ、令和4年度については、身体・知的・精神障害者の数が修正なし、週労働時間が10時間以上20時間未満の障害者の数が▲5人、令和3年度については、身体・知的・精神障害者の数が+1人、週労働時間が10時間以上20時間未満の障害者の数が▲5人であることが資料から確認できている。

よって、処分庁による本件返還決定は、本来雇用を認められるべき障害者についても過剰に減算された調査結果を反映したものであり、審査請求人が法50条の規定に基づいて受領する権利を有する調整金について返還を求める決定であることから、法の趣旨にも反している。

以上の点から、本件返還決定の取消しを求める。なお、別件ではあるが、本件返還決定と同時に受けた納入告知等は取り消されている。このことから、当社が障害者を正当に雇用していることは明らかである。

## (2) 反論書における主張の要旨

処分庁は、本件返還決定に当たり、処分理由A「令和4年度及び令和3年度申請分に係る算定調査書（各算定調査書）に記載のとおり、常用雇用労働者数及び雇用障害者数が誤って計上されていたことが判明した」こと（以下「理由A」という。）を理由としていたが、弁明書において、処分理由B「審査請求人は機構が定めた本件最終提出期限（最終締切日・令和6年2月29日）までに本件支給申請1及び2等の根拠資料を全て提出可能であったのにこれを提出しなかったものであり、提出期限を守り同期間内に根拠資料を提出している他事業主との公平性や今後の調査業務への影響、納付金制度の適正運営の観点からも、本件返還決定処分は妥当」（以下「理由B」という。）に差し替えた。

本件返還決定について、講学上、理由Aは行政処分の「職権取消し」を前提とする一方、理由Bは行政処分の「撤回」を前提とするものであるが、以下のとおり、いずれにしても理由がないことを主張する。

### ア 理由Aに関する争点について

法においては、調整金等と納付金との制度上の密接関連性から、調整金等の支給と納付金の徴収の一体的な手続が採用されているところ（施行規則15条3項等）、本件においては「本件調査後に行われた調査によれば実は常用雇用労働者数及び雇用障害者数の計上に誤りがない」ことが立証されていることから、理由Aに関する争点は、本件最終提出期限の定め効力となる。その判断に当たっては、⑦法律上の根拠の存否（要件⑦）、

④根拠資料の提出が合理的な長さで設定されていること（要件④）、⑤本件最終提出期限の告知の明確性・確実性（要件⑤）、⑥本件最終提出期限徒過の場合の不利益的取扱いに関する告知・説明（要件⑥）の各要件を検討する必要がある。なお、要件④については、処分庁は提出期限の延期を繰り返しており、争わない。

（ア）要件⑦について

処分庁が各所で記載する返還事由は、調整金等の支給決定の授權規定（法50条1項及び51条1項）から読み取られ、法81条の2は、障害者の雇用に関する書類の保存を事業者に義務付けていることから、仮に現実の雇用状況が客観的には存在するとしても、根拠資料が最終的に確認できない場合は、雇用状況がないものとみなして返還決定を行うことも、授權規定の想定する範囲内であると解することはできる。そうである以上、最終的な確認の時期に関し、最終の提出期限を設け、事業主にその遵守を求めることも授權規定の想定するところであると解される。

しかしながら、事業主がかかる提出期限の遵守義務を怠った場合、期限後に提出した資料について、「本件各支給決定の適法性を根拠づける資料として取り扱うことはできない」という不利益的取扱いを可能にする明文の規定は存在せず、また、これを黙示に容認する規定も存在しない。調査期限後に得られた障害者雇用状況に関する情報について、調査の終了を理由に一切考慮しないという取扱いは、客観的事実との乖離をそのままにし、それに近づける方向の再修正を拒否することを意味するものであって、その合理性は慎重に検討する必要がある。

その義務違反に対して、どのような効果を付与するかはひとえに立法政策上の問題であって、行政庁は、法律上の根拠もないのに、その裁量によって、上記不利益的取扱いを伴う提出期限を任意又は随意に設定することは許されない。

よって、処分庁による上記不利益的取扱い付き提出期間の設定は、⑦の要件を欠くものというべきである。

（イ）要件⑧及び⑨について

提出期限の設定に関する法令上の規定がないことに照らすと、要件⑧及び⑨のほかに、要件⑧及び⑨が取消しの要件とされるのは当然であり、特に要件⑨の内容として、不遵守の場合に予定される不利益的取扱いを事業主に対して明確に告知することが求められる。

処分庁は、本件調査において、審査請求人の担当者が調査日までに根拠資料を準備していなかったことから、提出期限を令和5年12月27日と定めて追加資料（本件根拠資料）の提出を求めた。しかし、上記提出期限を経過しても、本件根拠資料が全て提出されなかったことから、処分庁は、令和6年2月20日と同月26日に、電話又は電子メールで、審査請求人の担当者に対し、障害者手帳31名分が未提出であることを指摘しつつ、同月29日を「最終締切日」と告げて不足している本件根拠資料の提出を求めたが、その際、不提出の場合に失権的な不利益の取扱いがされることを一切説明せず、かえって、その場合にも「再調査」が行われる可能性を示唆するとともに、最終締切日時点で具体的な返還額の概算すら指摘せず、内々、各算定調査書の作成を進めた。

このように、処分庁は、あらかじめ合理的な長さの期間をもって定められた期限（令和6年2月29日）を「最終締切日」という形で審査請求人に知らせてはいるものの、その告知方法は、処分庁の立場から見て、審査請求人の担当者との電話や電子メール等の交信記録等から容易に認識された、職務遂行能力（実務能力）に欠け、無責任な仕事ぶりに終始していた審査請求人の担当者に対し、それまでと同様、電子メール又は電話という簡易かつ単純な方法で、同日が「最終締切日」であることを知らせるというだけで、その上司等に一切警告等をしておらず、審査請求人の経営に影響を与え得る重大な効果を伴う提出期限の告知方法としては余りにずさんであり、かつ、情報伝達の確実性にも欠けるものであった。

また、処分庁は、上記「最終締切日」を徒過しても「再調査の可能性」を示唆しつつ、不足している本件根拠資料の提出を受け続け、実際は「最終締切日」とは到底いえない曖昧な運用に終始した。

以上によれば、処分庁による本件最終提出期限の告知は、明確性・確実性に欠けるばかりか、重要な不利益の取扱いの説明を全く欠落するものであって、要件㊶及び㊷の要件を欠くものと優に認められる。

なお、上記のとおり、処分庁は、同年1月から同年2月にかけて、審査請求人の担当者に対し、「この調査は公的なものなので、このまま依頼した資料が提出されなければ具合の悪いことになります」であるとか、「このままだと何百万もの返還が発生すること」を伝えているが、これらは、審査請求人の受電対応した従業員らを介しての伝言にすぎず、そ

の内容も明確なものでない上、そもそも、本件における「最終締切日」の告知に際してのものではなかった。

(ウ) よって、理由Aは、行政処分の「職権取消し」として、適法かつ正当な根拠及び理由を欠き、本件返還決定の適法性を理由付けるものではない。

イ 理由Bに関する争点について

理由Bに関する争点は、①法律上の根拠が存在すること、②審査請求人が被る不利益を考慮しても、なお、それを上回る公益上の必要性があることの2点であるが、本件返還決定は、①及び②のいずれも認められない。

よって、理由Bも、行政処分の「撤回」として、適法かつ正当な根拠及び理由を欠き、本件返還決定の適法性を理由付けるものにはなり得ない。

(3) 主張書面（令和7年7月22日付け）における主張の要旨

審理員意見書は、「本件調査は、既に確定している権利関係を後から変更することの必要性を検討するものであるところ、本件返還決定のように、調査終了後の根拠資料を一切考慮しないという取扱いは、客観的事実との乖離をそのままにし、それに近づける方向の再修正を拒否するものであり、その合理性は慎重に判断すべきである。本件返還決定は、調整金等の支給を暫定的なものと誤認した上、その合理性に対する慎重な判断を欠いたまま上記再修正を拒否し、法の定める要件を満たす客観的事実が現に存在しているのに、これを無視したもので、本件返還決定は違法である。」という審査請求人が示した意見に対し、論理の飛躍した独自の見解を前提に、応えておらず、失当である。

(4) 主張書面2（令和7年8月8日付け）における主張の要旨

ア 法においては、納付金と調整金の密接関連性から納付金徴収と調整金支給の一体的な手続が採用されており、こうした制度の建付け・仕組みを前提とすると、法62条によって準用される国税通則法23条1項及び26条が調整金等に準用されていないとしても、本件返還決定の違法性を判断するに当たっては、給付金と調整金の密接関連性＝手続的一体性の確保に配慮すべきであって、合理的な理由もなく両者の関係を切り離すような解釈は失当である。

イ 既に述べたように、納付金関係業務調査は、支給決定の根拠とした申請書等の情報が過去の客観的事実と合致するかを確認する作業であるところ、本件最終提出期限の定めは、障害者雇用状況に関する客観的事実

について乖離が存在しているにもかかわらず、それに近づける方向の再修正を拒否するものであって、それは、既に支給決定によって確定した調整金等の権利関係の否定又は侵害となる場合があることを意味する。したがって、本件最終提出期限の定めを有効とするための理由Aにおける各要件（上記（2））の解釈・適用は、慎重かつ厳格に行われなければならない。

(ア) 要件㊦（理由A）について

審査庁及び処分庁は、「再調査の可能性」を伝えた意味として、その目的等を主張して反論するが、「障害者雇用納付金関係業務調査 日報・事業主対応記録簿」をみても、処分庁は、その目的や内容・程度等にまで踏み込んだ説明を審査請求人に対して行った形跡は全くない。その上、処分庁は、本件最終提出期限後も1週間近くにわたり審査請求人からの不足している本件根拠資料の提出を容認しているが、その際も例外的な措置であるとの説明を全くしていない。

納付金関係業務調査の運用等の詳細について知る由もない審査請求人の担当者が、本件最終提出期限の告知に際して、その期限後であっても不足している本件根拠資料について調査の続行もあり得ると誤解したとしても格別不自然ではない状況が存在しており、しかも、上記「再調査の可能性」の説明やその後の対応は、上記誤解を増長させ、本件最終提出期限の意味をより一層曖昧なものにしたというべきである。

(イ) 要件㊧（理由A）について

要件㊧は、本件最終提出期限を定めるに当たって、処分庁が、審査請求人に対し、実際に、その期限徒過に伴う不利益的取扱い（すなわち期限後は不足している本件根拠資料の提出が一切許されなくなること）を告げ、その趣旨・内容をきちんと説明していたか否かを問うための要件である。

審査庁は、本件審査請求人が不足している本件根拠資料を提出しないことにより調整金等の返還義務が発生することやそのおおよその額を認識し得る状況にあったと主張するが、仮にそうした状況が存在していたとしても、その内容が、本件最終提出期限の定めとの関係で、その期限を徒過した場合の効果として審査請求人に告知され、かつ、その旨の説明がきちんと行われたことを認めるに足る事実も皆無である。そうすると、上記程度の状況的事実の立証をもって要件㊧を満たすものと解する

ことは、安易な黙示的認定を容認するものであり、到底許されない。

審査庁がその主張において挙げる総務省行政不服審査会（第2部会）の令和6年度答申第10号（令和6年6月11日答申。以下「令和6年度答申第10号」という。）は、提出期限後に提出されたものは確認資料としては受け付けないという扱いが合理性を持つためには「あらかじめ期限（合理的な長さの期間をもって定められた期限）が明確に示されている」ことが必要であるとは述べるものの、不遵守の場合の根拠資料に対する不利益的取扱いに関する告知等は要件としておらず、要件設定の合理性に欠けるものというべきである。

（ウ）要件⑦（理由A）について

審査庁は、令和6年度答申第10号を引用し、要件⑦は不要であると主張するが、納付金関係業務調査は、「暫定性」を有する補助金の交付決定とは異なり、支給決定の根拠とした申請書等の情報が過去の客観的事実と合致するかを確認する作業であって、同答申が指摘するような「一定期間内に調整金の額を確定させる」ための作業ではない。同答申は、納付金関係業務調査の目的・性質及び仕組みについて誤った理解に依拠するものであって、少なくとも引用部分については先例としての価値を有しない。

納付金関係業務調査においては、事業主がこれに真撃に応じない場合、一旦支給決定によって確定した調整金等の権利関係は、法により強制的に覆滅され、事業主は支給された調整金の返還を命じられることになるのであるから、納付金関係業務調査は、関係人の任意の協力を前提として行なわれる任意的な活動（任意的調査）の範囲を大きく逸脱するものというべきである。

ウ 本件のように、審査庁が審理員の意見とは大きく異なる考え方に依拠して諮問を行なった場合、審査庁において、行政不服審査法（平成26年法律第68号）43条3項を形式的に適用し、諮問通知のほか審理員意見書のみを送付すれば足りるとしたのでは、同項が審査請求人に対して諮問通知の送付を義務付けた趣旨（審査請求人に対して諮問の有無とその理由を早期に告知することにより反論の機会を保障すること）が失われることは明らかである。審査庁は、審査請求人に対し、同法43条3項所定の諮問通知及び審理員意見書の写しとともに、審査庁の基本的な考え方を記載した書面の写しも併せて同時に送付すべきである。

また、処分庁は、審理手続において、実質的に審査請求人の反論書に対する再反論ともいうべき内容の説明資料（令和7年2月20日付け）を作成し、これに「反論書に係る説明資料」などと趣旨不明の題名を付し、あかたも再反論のための主張書面などではないかのように装って、これを審理員に提出した。処分庁は、処分を行う段階で十分な調査、検討を行っていないから、弁明書において処分内容及び理由を記載することが求められている（行政不服審査法29条2項）のであるから、同法は、処分庁が弁明書の提出段階で主張を尽くすことを「想定」しているものと解される。かかる処分庁の後付けの対応は、上記「想定」に反するばかりか、審査請求人に対する到底是認し難い不意打ち行為に該当し、信義則上許されるべきものではない。したがって、処分庁作成の当該説明資料は、「事件記録」（同法43条2項）の中から排除されるべきであるし、仮にそれが無理であるとしても、当該説明資料は、飽くまで弁明目的の後付け的な提出書面にすぎず、その裏付け資料としての価値は著しく低いものとして取り扱うのが相当である。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

### 1 本件返還決定の違法性又は不当性について

#### (1) 本件返還決定の理由について

審査請求人は、処分庁が、本件調査において理由Aにより本件返還決定をしたにもかかわらず、弁明書において、理由Bを主張し、理由を差し替えた旨主張している。

この点、弁明書を確認すると、本件審査請求において、処分庁は処分理由を差し替えておらず、理由Bは、本件返還決定の直接的な理由である理由Aを補足する観点から、その調査における期限設定の妥当性を示す観点から主張したものであると認められる。

このため、処分理由の差し替えがあったとの審査請求人の主張には妥当性が認められず、返還決定通知書に記載の本件返還決定の直接的な理由である理由Aの妥当性を主張することとする。

なお、理由Bについては、本件返還決定を実施するに際して、その資料の提出に一定の期限を設けることの妥当性に係る主張であるところ、同様に資料の提出期限が論点となった令和6年度答申第10号において「もつとも、審査庁の主張するように、一定期間内に調整金の額を確定させる必要はあり」と示されているとおり、本件の制度において一定の期限を設け

て調査を実施することが妥当であることは自明であることから、本件審査請求において、審査庁として当該主張を改めて主張することは行わない。

これらを踏まえ、理由Aに係る審査請求人の主張について検討する。

## (2) 本件最終提出期限の定め効力の妥当性について

審査請求人は、理由Aに関する争点は、本件最終提出期限の効力であるとし、その効力の判断として、法律上の根拠の存否（要件㉗）、根拠資料の提出期限までの期間設定の合理性（要件㉘）、本件最終提出期限の告知の明確性・確実性（要件㉙）、本件最終提出期限徒過の場合の不利益的取扱いに関する告知・説明（要件㉚）を挙げている。その上で、処分庁は提出期限の延期を繰り返しているため、要件㉘については特に争わないとしている。

この点について、令和6年度答申第10号においては、「提出期限とは、提出物を一定の期日までに提出するよう求めるものであり、期限までに提出された確認資料をもとに調整金の額を確定し、期限後に提出されたものは確認資料としては受け付けないという合理性を持つためには、あらかじめ期限（合理的な長さの期間をもって定められた期限）が明確に示されている必要がある。」とされている。

この点、まず、期限の明確性について、当初令和5年12月27日を提出期限としていたところ、審査請求人から複数回にわたり延長の申出があった上で、最終的に令和6年2月29日を本件最終提出期限として設定したものであり、審査請求人から電子メールで了承した旨の回答を得ているため、審査請求人も十分に承知していたと認められる。

また、同月20日に処分庁から審査請求人に対し「調査を結論付ける十分な資料が提出されない場合、再調査の可能性がります。」と電話で伝えた点については、通常要求に応じて速やかに提出される「常用雇用労働者」に係る資料が提出されず、これが提出されない場合は、不正受給等の疑いを払拭する観点から、再度の訪問により必要書類を確認する必要があったものであり、原則として、一度調査が終了した後に、同対象期間について再度調査を行うことはないことは、処分庁が弁明書の追加資料において説明している。

さらに、同年3月1日の資料受領後も、処分庁から審査請求人に対し、根拠書類の提出依頼や照会を行っている点については、提出された資料では、常用雇用労働者数の根拠資料が不足していたために調整金の不正受給

等の懸念があり、また、雇用障害者数の根拠資料が不足していたために最低賃金法（昭和34年法律第137号）違反の懸念があったことから、必要な箇所の確認を行ったものであり、当該懸念が解消された時点で金額を確定させ、本件調査を終了している点についても、処分庁は弁明書の追加資料において説明している。

以上のことから、本件最終提出期限は明確性をもって審査請求人と合意されている。

なお、審査請求人と合意した本件最終提出期限は、同年2月29日であったところ、処分庁は同年3月1日午前1時17分、午前5時12分及び午前6時52分に電子メールで受領した資料までを含めて、各算定調査書を作成している点については、調査担当者が、審査請求人に対し同年2月29日は不在であることを伝えていたこと及び同年3月1日午前0時から同日の調査担当者の始業時刻（午前9時15分）までに送信した資料を受け付けないという説明を明示的に行っていなかったこと等から、調査担当者が提出期日の翌営業日の始業時（午前9時15分）に受領、確認できた資料を提出期限内に提出されたものとして判断した。

次に、合理的な期間での期限設定については、審査請求人も言及しているとおり、審査請求人からの依頼を受けて、処分庁は、複数回、期限の延長を繰り返しており、また、そもそも本件調査において提出を求めた関係書類は、法81条の2及び労働基準法109条の規定に基づき、本来事業主が保存の義務を有する書類であり、求めに応じて適時に報告されるべきものであることから、本件調査において設定された提出期限が、提出が困難であるほど短く設定されたものとは認められない。

その他、代理人は、法律上の根拠の存否（要件⑦）として、事業主がかかる提出期限の遵守義務を怠った場合、期限後に提出した資料について、「本件の各支給決定の適法性を根拠づける資料として取り扱うことはできない」という不利益取的取扱いを可能にする明文の規定は存在せず、また、これを黙示に容認する規定も存在しない旨、及び、行政庁は、法律上の根拠もなく、その裁量によって、上記不利益取的取扱いを伴う提出期限を任意又は随意に設定することは許されない旨主張している。

この点、令和6年度答申第10号においては、「算定調査書の送付をもって調査を完了し、調査完了後には資料を提出できないとする法令上の根拠はない」と指摘した上で、「もっとも、審査庁の主張するように、一定

期間内に調整金の額を確定させる必要はあり、重度知的障害者であることを確認する判定書は、そもそも事業主が保存しなければならないとされている書類であり（法81条の2）、重度知的障害者であることの確認資料の提出期限を設けること自体は不合理とはいえない。期限を示した上で資料の提出を求め、期限までに提出された資料をもとに調査を完了させているのであれば、その後に提出された資料は確認資料としないという扱っても不合理ではないと考えられる。」とされており、審査請求人の主張は妥当であるとは認められない。

なお、本件における根拠資料は、重度知的障害者であることを確認する判定書にとどまらず、常用雇用労働者及び雇用障害者の労働時間、雇用障害者の障害の種類及び程度を確認するための複数の資料が該当するが、いずれも法81条の2及び労働基準法109条に基づき、本来事業主が保管しておくべきものである。

また、審査請求人は、本件最終提出期限徒過の場合の不利益的取扱いに関する告知・説明（要件⑤）について、「最終締切日」を告げた際、不提出の場合に失権的な不利益的取扱いがされることを一切説明せず、上記最終締切日時点で具体的な返還額の概算すら指摘しなかった旨及び令和6年1月から同年2月にかけて、審査請求人の担当者に対し、「この調査は公的なもので、このまま依頼した資料が提出されなければ具合の悪いことになります」であるとか、「このままだと何百万もの返還が発生すること」を伝えているが、これらは、審査請求人の受電対応した従業員らを介しての伝言にすぎず、その内容も明確なものではない上、そもそも本件における「最終締切日」の告知に際してのものではなかった旨主張している。

この点、調整金等の申請書等の記入説明書等において、調整金及び特例給付金の1人当たり額並びに調査の結果申請した調整金及び特例給付金の額が過大だった場合、申請すべき額と差額を機構に返還していただく旨の説明がなされており、また、根拠資料が不足している該当者数については、調査当日から本件最終提出期限を合意した同年2月20日の電子メール送付までの間に、複数回にわたって審査請求人に伝えられている。また、同日の電話でも、「1年間雇用されている障害者1名が計上できなくなると、調整金32万4000円の返還となります。10名で324万円、20名でその倍です。」と伝えられている。

よって、審査請求人は、本件根拠資料を提出しないことにより、調整金

及び特例給付金の返還が発生すること及びそのおおよその金額についても十分に認識し得る状況にあったといえる。

以上のことから、本件調査において確認できなかった根拠資料（本件根拠資料）について、期限を定めて提出を求め、それまでに提出された根拠資料を基に本件返還決定を行った処分庁の取扱いに不合理な点はない。

(3) 本件返還決定後の納付金と調整金及び特例給付金の取扱いの違いの妥当性について

審査請求人は、審査請求書において、本件調査の結果に基づく、法定雇用率を下回った部分に対する納付金及び納付金に係る追徴金についても、本件返還決定と同時に納入告知等を受けたが、修正申告が認められ、令和6年7月1日付けで納入告知等が取消しとなっていることから、審査請求人が障害者を正當に雇用していることは明らかである旨主張している。

この点、法62条の規定により、納付金その他法第3章第2節第2款の規定による徴収金は国税徴収の例によることとされているため、納付金は国税通則法23条1項による更正の請求及び同法26条による再更正が可能である。

追徴金については、法58条1項の規定により、法56条5項の規定による納付金の納付が生じた場合に徴収するものであり、本件においては、更正の請求及び再更正により、同項の規定により納付すべき納付金の額が0円となり、法58条1項の規定に該当しなくなったことから、追徴金も併せて取消しを行ったものである。

一方、調整金及び特例給付金については、法62条の規定が適用されないことから、更正及び再更正の対象とはならない。調整金は、施行令14条の規定に基づき申請を行った事業主に支給を行い、特例給付金は令和2年告示2条の規定に基づき申請を行った事業主に対して支給を行う。その上で、納付金関係業務調査において、申告申請額に変動が生じ、当初申請した調整金及び特例給付金の額が過大であった場合には返還を求めるものである。以上のことから、納付金には更正を行った一方で、調整金及び特例給付金には本件返還決定を行い、その取消しを認めないこととした処分庁の取扱いに不合理な点はない。

## 2 結論

以上によれば、本件返還決定には違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法45条2項の規定に

より棄却すべきものとする。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 本件では、令和6年7月5日に審査請求がされているが、本件諮問（令和7年6月27日）までに約1年の期間が経過している。特に、審理員意見書の提出（同年5月2日付け）から本件諮問までに約2か月の期間を要しており、審査庁においては、手續の迅速化を図ることが求められる。
- (2) 上記（1）で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はない。

なお、審査請求人は、審査庁が本件諮問に当たり審査請求人に対して諮問説明書の写しを送付しなかったことを問題とするところ（上記第1の3の（4）のウ）、行政不服審査法80条及び行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）25条の規定による順次の委任により定められた行政不服審査会運営規則6条1項2号は、審査庁が当審査会に諮問をするに当たっては、諮問書に諮問説明書（裁決についての審査庁の考え方及びその理由を記載した書面）を添付すべき旨を規定しており、本件諮問においても、この規定に従って、審査庁から諮問説明書が提出されている。諮問説明書については、審査庁において審査請求人等の審理関係人に対してその写しを送付すべき旨を定める規定は存在しない一方、審査請求人が指摘する「審査庁が審理員の意見とは大きく異なる考え方に依拠して諮問を行った」といった場合に、審査庁がその手續上の裁量において上記の審理関係人に対して諮問説明書の写しを送付することは妨げられるものではないが、本件における審理員意見書と諮問説明書の各内容については、審査請求人が指摘する上記のような場合に該当するとは認め難く、一件記録を参照しても、他に審査庁のこの点に関する対応について違法又は不当というべき点は見当たらない。

また、審査請求人は、処分庁が弁明書の提出後にその主張に係る書面を提出したことを問題とするところ（上記第1の3の（4）のウ）、行政不服審査法は、審理員の主宰する審査請求の審理手續において、審査請求書（同法19条）のほか、審理関係人の主張に係る書面として、処分庁による弁明書（同法29条）及び審査請求人による反論書（同法30条）の各提出について定めているが、上記の審理手續の中で審査請求人又は処分庁において審理手續が終結されるまでに主張に係る書面を更に提出すること

が妨げられると解すべき根拠は見当たらず、そのような書面が提出された場合には、それも事件記録に含まれることになる。以上と異なる前提に立って、本件において処分庁が弁明書の後に提出した主張に係る書面につき、これが事件記録から排除されるべきもの等とする審査請求人の主張は、採用することができない。

## 2 本件返還決定の違法性又は不当性について

- (1) 本件返還決定は、上記第1の2の(7)のとおり、法50条1項の規定に基づいてされた本件調整金1及び本件調整金2並びに法51条1項の規定に基づいてされた本件給付金1及び本件給付金2の各支給決定について、本件調査において、各算定調査書に記載のとおり、常用雇用労働者数及び雇用障害者数が誤って計上されていたことが判明したことを理由としてされたものである。

審査請求人は、第1の3の(2)において、弁明書においては、本件返還決定の理由として、上記の理由(理由A)とは別に、理由B(審査請求人は本件最終提出期限までに本件根拠資料を全て提出可能であったのにこれを提出しなかったものであり、提出期限内に根拠資料を提出している他事業主との公平性や今後の調査業務への影響、納付金制度の適正運営の観点からも、本件返還決定は妥当)が記載されている旨主張するが、当該記載は、本件根拠資料の最終提出期限を設定してされた本件調査の結果に基づく認定判断の妥当性を補足して説明する趣旨で記載されているものと解され、上記の理由(理由A)とは別の本件返還決定の理由として記載されたものとは解されないことから、上記主張は採用することができない。

- (2) 上記第1の1にみたように、障害者雇用納付金等制度(法に基づき、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整及び障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため、調整金、特例給付金等の支給や納付金の徴収を行う制度。以下同じ。)においては、事業主による調整金等の所要の書類を添付しての申請並びに納付金の申告及び納付が基本とされるとともに、これらの期限は翌年度の初日から45日以内とされるなど、簡素な手続による迅速な対応が目指されている一方、制度の適正運営、経済的負担の平等性の確保などの観点から、機構においては、全ての事業主を対象として、毎年度、一定の事業主を選定し、納付金関係業務調査を計画的に実施している。調整金及び特例給付金の支給に関する納付金関係業務調査においては、過年度の調整金及び特例給付金の支給の申請書の記載内容と根拠資料との

照合を行い、調査当日に確認できない根拠資料については、追加提出を依頼した上で、算定調査書の交付をもって調査完了とし、調査の結果、支給額が過大であった場合には、申請すべき額との差額について、機構への返還を求める運用としていて、このような運用については、調整金等の申請書の記入説明書や、調査の実施に先立って事業主に送付される連絡文書等によって周知がされていた（令和5年度障害者雇用納付金制度申告申請書記入説明書、「障害者雇用納付金関係業務調査について」）。

本件で問題とされている調整金及び特例給付金の支給に関する調査に係る上記のような運用については、これらの支給についての上記のような迅速な対応の事後措置として、支給の要件の認定に誤りがあった場合に同様に迅速に所要の見直しをして支給すべき額を確定させる性格を有するもので、法の趣旨に沿うものと解される。

- (3) 本件では、処分庁は、本件調査において、本件根拠資料の提出に係る本件最終提出期限を設定した上で、各算定調査書の交付をもって調査完了とし、本件返還決定をしている。

この点について、法又はその関係法令に根拠資料の提出期限に係る明文の規定はないが、上記(2)のとおり、障害者雇用納付金等制度は、事業主による申請並びに申告及び納付が基本とされ、法81条の2は、労働者を雇用する事業主に対し、法43条9項の規定による確認（当該事業主が雇用する労働者が対象障害者であるかどうかの確認）に関する書類について、労働基準法109条は、使用者に対し、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類について、それぞれ保存義務を課しているのであって、各種の申請等に係る根拠資料は、求められれば、事業主において合理的期間内に提出可能なものである。そうすると、納付金関係業務調査において、一定期間内に早期に調整金及び特例給付金の見直しに係る支給すべき額を確定させるために、あらかじめ、上記(2)に述べたような運用の内容について明示し、合理的な長さの期間をもって提出期限を定めてこれを明示した上で、このように明示したところに沿って、期限までに提出された資料を基に、算定調査書を作成し、これを交付して調査を完了させているのであれば、期限までに提出された資料に基づき関係する事実を認定し、差額の返還を命ずる等の措置を採ることは、上記(2)に述べた制度の趣旨に沿った行政事務の遂行の観点のほか、大量の同種の事案を公平に取り扱う必要性の観点からも、不合

理ではないと考えられ、仮にその後に提出された資料があったとしても、その適法性が直ちに左右されるものではないと考えられる。

(4) 本件返還決定がされるまでの経緯として、処分庁が作成した「障害者雇用納付金関係業務調査 日報・事業主対応記録簿」の記載その他の一件記録によれば、以下の事実が認められる。

ア 処分庁は、令和5年4月3日付けで、審査請求人に対し、本件調査に係る実施時期が同年5月18日から令和6年2月末日までの間であること、準備すべき書類の一覧、算定調査書の交付をもって調査完了とすること、調査の結果において誤りが判明した場合の差額の返還等について通知し（「障害者雇用納付金関係業務調査について」）、令和5年10月11日付けで、本件調査の実施日は同年11月22日であることを通知し、併せて、準備すべき書類についてのチェックシート等を送付した（「障害者雇用納付金等に関する調査の実施について」）。

処分庁は、同年8月8日、審査請求人に対し、本件調査の事前の説明等のために電話連絡をした際、審査請求人における本件調査の担当者を把握した。以下のイからカまでの処分庁との間のやり取りは、基本的に上記の担当者との間でされたものである。

イ 本件調査の実施日（令和5年11月22日）において、根拠資料の不足があったことから、処分庁は、審査請求人に対し、同年12月27日までに本件根拠資料を提出することを依頼した。

ウ 上記イの提出期限は、令和5年12月27日、審査請求人の希望により、令和6年1月12日に変更され、この期限の経過後の同月31日、審査請求人の希望により、同年2月13日に再度変更された。同月14日から19日までにかけて、審査請求人から、処分庁に対し、本件根拠資料の一部が提出された。

エ 処分庁は、令和6年2月20日、審査請求人に対し、電話で、「追加資料の最終締切日」（本件最終提出期限）を同月29日とする旨を伝えるとともに、「今週中に提出いただいた資料であれば、不備を確認してフィードバックします。」、単純計算で「1年間雇用されている障害者1名が計上できなくなると、調整金32万4000円の返還となります。10名で324万円、20名でその倍です。」、「調査を結論づける十分な資料が提出されない場合、再調査の可能性があります。」等と伝えた。また、処分庁は、同日、審査請求人に対し、電子メールで、提出す

べき書類の一覧、障害者手帳が未提出の者が31名であること、「最終締切日」（本件最終提出期限）が同月29日であること及び今週中に障害者手帳や賃金台帳等を送ってもらえれば不備なところをフィードバックすること等を連絡し、審査請求人からは、同月22日、「一覧ありがとうございます。送付できる単位に圧縮して順次お送りいたします。」との返信があった。処分庁は、同月26日、審査請求人に対し、電子メールで、本件最終提出期限について「2月29日（木）が締め切りとなっておりますので、何卒よろしくお願ひします。」と重ねて連絡するとともに、処分庁の担当者の次の出勤日が同年3月1日であることを連絡したところ、審査請求人からは、同年2月26日、「追加資料締切日の件承知しました。過不足なくお送りいたします。」との返信があった（上記の各電子メール）。

オ 処分庁は、令和6年3月1日午前1時17分、午前5時12分及び午前6時52分、審査請求人から、それぞれ本件根拠資料の一部を電子メールで受領し、処分庁は、同日、審査請求人に対し、詳細を確認した上で改めて電話することを連絡した。処分庁は、同年3月8日までの間、審査請求人に対し、提出された在籍人員名簿では雇用区分が判断できないと照会して、雇用区分が明示された在籍人員名簿の提出を受けるとともに、雇用障害者の賃金台帳が不足していると指摘し、審査請求人において雇用障害者全員の賃金台帳を各事業所から入手することは難しいとのことであったので、代わりに2年分の源泉徴収票の提出を受け、提出されたものの不備や報告内容との関係での不明点についての照会をするほか、提出を受けた集計表に計上された常用雇用労働者数の算出の根拠を照会するなどした。その傍ら、処分庁は、審査請求人に対し、いずれも電話で、同月6日には、「送っていただいた資料を基に調査結果を判断します」と伝え、同月8日には、「調査結果は来週初めにはまとめて連絡します。」、「概算で令和3年度の調整金754万6500円はほぼ全額返還、令和4年度の調整金649万3500円は全額返還及び数百万円の追加納付、令和3年度・令和4年度の特例給付金は両年度ともに94万5000円ですが、両年度ともにほぼ半額返還となります。」等と伝えた。

カ 処分庁は、令和6年3月14日、審査請求人に対し、電話で、本件調査の結果について既に内部で試算していた具体的な金額を伝え、障害者

手帳や源泉徴収票（賃金台帳）の未提出や不備に起因することを説明するとともに、今後の流れとして、調査結果が修正なく上長により承認されれば、来週中には算定調査書等を送付して調査終了となること、返還や追加納付の通知は同年5月以降になることを説明した。

キ 処分庁は、令和6年3月18日、審査請求人に対し、本件調査の結果につき各算定調査書を送付した。

ク その後は審査請求人から処分庁に対して連絡等はなかったが、処分庁が令和6年5月7日付けで本件返還決定等を発したところ、同月9日、審査請求人から問合せがあった。

(5) 処分庁は、令和5年4月3日付けで、審査請求人に対し、本件調査に係る実施の見込み時期、準備すべき書類の一覧等を通知し、同年10月11日付けで、本件調査の実施日が同年11月22日であることを通知するとともに、準備すべき書類についてのチェックシート等を送付している（上記(4)のア）。その上で、処分庁は、本件調査において、審査請求人に対し、同年12月27日までに本件根拠資料を提出することを依頼し（同イ）、その後、本件根拠資料の提出期限を審査請求人の希望を受けて2回延長した上で、本件最終提出期限を令和6年2月29日としているのであり、処分庁は、審査請求人に対し、本件最終提出期限について、同月20日には電話及び電子メールで、同月26日には電子メールで、それぞれ連絡し、審査請求人からは、同日、「追加資料締切日の件承知しました。」との返信があったものである（同ウ及びエ）。このように、本件最終提出期限については、審査請求人に対し、十分な明確さと期間の長さをもって、設定され、告知されたものと認められる。

また、上記(2)のとおり、障害者雇用納付金制度申告申請書記入説明書には、調査の結果、支給額が過大であった場合には、差額について機構に返還を求める旨の記載があり、上記(4)のアのとおり、処分庁は、令和5年4月3日付けで、審査請求人に対し、本件調査における準備すべき書類の一覧、算定調査書の交付をもって調査完了とする旨、調査の結果において誤りが判明した場合の返還等（上記(2)の運用）について改めて通知している。その上で、上記(4)のエのとおり、処分庁は、令和6年2月20日、審査請求人に対し、電話により本件最終提出期限を伝える際にも、調査の結果において雇用障害者数に変動が生じた場合には調整金の返還が必要となる旨を説明している。このように、処分庁は、本件最終提

出期限の告知までの間に、再三にわたり、上記の期限による調査の結果により審査請求人が受けるべき不利益について説明しており、処分庁による上記の各説明に不合理な点はない。

さらに、処分庁は、本件最終提出期限について、「最終締切日」等の語を用いて複数回にわたり入念に告知していたものであって、これに対し、審査請求人は、同月22日には「一覧ありがとうございます。送付できる単位に圧縮して順次お送りいたします。」と、同月26日には「追加資料締切日の件承知しました。過不足なくお送りいたします。」とそれぞれ返信していたこと（上記（4）のエ）に照らすと、それが所要の資料の提出の締切りを意味するものであることについては、審査請求人においても明らかに認識されていたものと認められる。

- (6) 審査請求人は、処分庁が、①「再調査の可能性」を示唆しつつ、本件最終提出期限後も本件根拠資料の一部の提出を受け続けるという運用を行ったこと及び②審査請求人の担当者1名のみ電子メール又は電話という簡易かつ単純な方法で最終提出期限を告知し、その上司や代表者に対して連絡をしなかったことから、本件最終提出期限の告知が明確性・確実性に欠けるものであることを主張するため（上記第1の3の（2）のアの（イ）並びに（4）のイの（ア）及び（イ））、この点について検討する。

審査請求人の上記①の主張については、本件調査から3か月近くの間いずれも審査請求人の希望により2回にわたる提出期限の延長を経た末に本件最終提出期限（令和6年2月29日）が設定されたという経緯（上記（4）のイ及びウ）や、処分庁が本件最終提出期限について審査請求人に対して同月20日以降複数回にわたり連絡し、審査請求人から「追加資料締切日の件承知しました。過不足なくお送りいたします。」等との返信を得ていた経緯（同エ）を踏まえれば、本件最終提出期限については、上記（5）に述べた「最終締切日」とされるその徒過による不利益を伴うことを含めて、審査請求人に明確に伝えられていたものと認められる。

処分庁は、本件最終提出期限の翌日である同年3月1日の午前1時17分から午前6時52分までの間に審査請求人から送付された本件根拠資料の一部を受け付けているものの（上記（4）のオ）、処分庁の担当者においては、あらかじめ、審査請求人に対し、同人の次の出勤日が上記の日であることを伝えていたものであり（同エ）、上記の送付が同日の早朝であったことから、これらをもって期限内に提出されたものとして扱うことと

したものと推認され、このような審査請求人に有利な取扱いをしたことについて、不合理というべき点は見当たらない。

一方、処分庁は、同年2月20日に審査請求人に対して本件最終提出期限について電話で連絡するに当たり、「調査を結論づける十分な資料が提出されない場合、再調査の可能性があります。」と伝えているが（同エ）、処分庁は、上記と同日の電話及び電子メールで、ここでいう再調査とは別のものとして、提出された資料の不備の確認についてのフィードバックにつき説明しているほか（同エ）、同年3月1日に資料の提出を受けた際には、詳細を確認した上で改めて電話することを連絡している（同オ）。その後同月8日までの間にされたやり取りの内容は、上記（4）のオに述べたようなものであって、上記のやり取りについては、上記にいう提出された資料の不備の確認についてのフィードバックに相当する範囲内のものであったと認めるのが相当である。この点に関し、処分庁の担当者においては、同年2月26日の時点で、その前の週に同月20日の連絡に従っての資料の提出がなかったことから、今後は提出された書類に不備があってもそのままの処理となると一旦は考えたようであり（「障害者雇用納付金関係業務調査 日報・事業主対応記録簿」）、処分庁は、実際には上記のようなやり取りがされた事情について、調整金の不正受給等の懸念があったことから必要な個所の確認を行った旨の主張をしているが（上記第2の1の（2））、いずれにせよ、処分庁においては、結果として、同年3月1日早朝に提出された資料につき所定の時期に提出されたのと同様の、その意味において審査請求人に有利な対応をしたものであって、処分庁がこのような対応をしたことについて、不合理というべき点は見当たらない。

そして、上記のやり取りが、「調査を結論づける十分な資料が提出されない場合の再調査」に当たるものではなく、既に述べたような提出された資料についての確認及び整理の趣旨のものであり、上記のやり取りを通じて確認及び整理がされたところをもって本件調査が完了を迎えることについては、上記のやり取りの傍らで、処分庁が、審査請求人に対し、同月6日に「送っていただいた資料を基に調査結果を判断します」と伝え、同月8日に返還すべき概算額を伝えたほか（上記（4）のオ）、同月14日には本件調査の結果について具体的な金額を伝え、それが所要の資料の未提出や不備に起因することを説明するとともに、調査の終了を含む今後の流れについても説明したのに対し（同カ）、一件記録を参照しても、審査請

求人が異議を述べるなどした形跡が見当たらないことに照らし、審査請求人においても認識していたものと推認される。

したがって、審査請求人の上記①の主張は、採用することができない。

また、審査請求人の上記②の主張については、処分庁は、本件調査の事前の説明等のための電話連絡時以降、当該連絡時に審査請求人における本件調査の担当者とされた者に対して連絡しており、連絡の方法としては、電話又は電子メールによったものであるが（上記（４）のアからカまで）、そのような対応について不合理というべき点は見当たらず、このことについて、審査請求人の内部における情報共有の態勢等のいかんによって評価が左右されるものとは考え難い。そして、一件記録を参照しても、審査請求人において、本件支給申請１及び本件支給申請２の基礎を成し、本来は適正に保存されているべきもので、本件調査における提出の準備についても繰り返し特定して明示されていた本件根拠資料について（上記（３）並びに（４）のア及びエ）、本件最終提出期限又は遅くともその後の提出資料の確認及び整理がされた時期（上記（４）のオ）までに提出することができなかったことについて、社会通念に照らしてやむを得ないというべきといった何らかの特別の事情が存在したとは認められないから、審査請求人の上記②の主張も、採用することができない。

（７）審査請求人は、本件返還決定と併せて受け取った納入告知等は取り消されていることから、審査請求人が障害者を正当に雇用していることは明らかであり、本件返還決定の違法性を判断するに当たっては、給付金と調整金の密接関連性＝手続的一体性の確保に配慮すべきである旨を主張する（上記第１の３の（１）及び（４）のア）。

納入告知等の取消しについては、法６２条の規定により、納付金その他の徴収金は、法に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することとされ、本件においては、国税通則法２３条１項の規定に基づき、審査請求人において納入告知等に係る納付金の額につき更正の請求をし、処分庁が、同法２６条の規定に基づき、更正をした結果、納入告知等が取り消されたものである（上記第１の２の（７））。一方、調整金及び特例給付金については、法６２条の規定が適用されない。上記（２）に述べたように、調整金等の支給とそのいわゆる財源に当たる納付金の徴収は、いずれも障害者雇用納付金等制度の内容を成すものであり、それぞれの算定の基礎とされる事情にも共通性が高いことに照らし、調整金等の申請と納

付金の申告は同時にすべきものとされる（施行規則15条3項、令和2年告示3条3項1号）などされているが、納付金の徴収に関する処分等と、事後の調査により問題が判明した場合の調整を含む調整金の支給等に関する処分等とは、基本となる性格を異にする別個のものであり、関係する手続に相違する点が存在するのは、このような事情を反映しての立法政策によるものと解され、審査請求人の上記主張は採用することができない。

(8) 最後に、本件返還決定における各返還額の適正性について検討する。

#### ア 調整金

本件の調整金の額は、「(前年度の各月の初日における雇用障害者数の年度合計数－前年度の各月の初日における法定雇用障害者数の年度合計数) × 2万7000円」の計算式で算定される（上記第1の1の(6)）。

本件申請書1及び本件申請書2によれば、審査請求人による申請時点では、前年度の各月の初日における雇用障害者数は、令和2年4月から令和3年3月までの合計が772.5人、令和3年4月から令和4年3月までの合計が756.5人、前年度の各月の初日における法定雇用障害者数は、令和2年4月から令和3年3月までの合計が493人、令和3年4月から令和4年3月までの合計が516人であった。

そのため、令和3年度申請分に係る調整金は、279.5人分(772.5人－493人)の754万6500円(279.5人×2万7000円)、令和4年度申請分に係る調整金は、240.5人分(756.5人－516人)の649万3500円(240.5人×2万7000円)となる。

本件調査の結果、雇用障害者数は、令和2年4月から令和3年3月までの合計が508.5人、令和3年4月から令和4年3月までの合計が412.0人となり、法定雇用障害者数は、令和2年4月から令和3年3月までの合計が493人、令和3年4月から令和4年3月までの合計は509人となったことが認められる（「支給申請書(令和3年度分及び令和4年度分。調査後修正)」）。

そのため、令和3年度申請分に係る調整金は、15.5人分(508.5人－493人)の41万8500円(15.5人×2万7000円)、令和4年度調整金は0円(法定雇用障害者数が雇用障害者数を上回っているため。)となる。

以上によると、令和3年度申請分に係る調整金の返還額は、712万8000円（754万6500円－41万8500円）、令和4年度申請分に係る調整金の返還額は、649万3500円（全額）となる。

#### イ 特例給付金

本件の特例給付金の額は、7,000円に、前年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する特定短時間労働者数の年度合計数を乗じた額となる（上記第1の1の（7））。

本件申請書1及び本件申請書2によれば、審査請求人による申請時点では、特定短時間労働者の年度合計数は、令和2年4月から令和3年3月までの合計及び令和3年4月から令和4年3月までの合計がいずれも135.0人であったため、令和3年度申請分及び令和4年度申請分いずれも94万5000円（7,000円×135.0人）の特例給付金を支給した（「支給申請書（令和3年度分及び令和4年度分。申請当初）」）。

本件調査の結果、特定短時間労働者の年度合計数は、令和2年4月から令和3年3月までの合計が80.0人、令和3年4月から令和4年3月までの合計が66.0人となったため、特例給付金の額は令和3年度申請分が56万円（7,000円×80.0人）、令和4年度申請分が46万2000円（7,000円×66.0人）となったことが認められる（「支給申請書（令和3年度分及び令和4年度分。調査後修正）」）。

以上によると、令和3年度申請分に係る特例給付金の返還額は、38万5000円（94万5000円－56万円）、令和4年度申請分に係る特例給付金の返還額は、48万3000円（94万5000円－46万2000円）となる。

ウ したがって、本件返還決定の返還額は、適正である。

- (9) 以上に述べたところのほか、一件記録を参照しても、本件返還決定につき他に違法又は不当というべき事情の存在は認められない。

### 3 付言

#### (1) 教示について

本件返還決定の通知書には、行政不服審査法82条1項の規定に基づく教示は記載されているが、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）46条1項の規定に基づく教示は記載されておらず、同教示がされなければ、処分の手続が取消訴訟を提起する機会を逸する事態を招きかねない。取消訴訟の教示をする必要がある。

## (2) 処分の理由の記載について

本件返還決定の通知書には、理由として「令和4年度及び令和3年度申請分に係る算定調査書に記載のとおり、常用雇用労働者数及び雇用障害者数が誤って計上されていたことが判明したため」とのみ記載され、別途送付されている各算定調査書には、修正があった者について「重度以外の身体障害者であることが判明した」「障害者であることを確認できなかった」「常用雇用労働者であることを確認できなかった」などと記載されているが、通知書の記載のみでは常用雇用労働者数及び雇用障害者数にいかなる誤りが存在したのか分からない。また、本件返還決定に当たっては、複数の者について修正があった結果、各返還額が算出されているところ、通知書には当該算出過程も記載されていない。これらの内容が通知書の記載から分かるようにした上で、本件返還決定の理由を具体的に示すことが望ましかつと考えられる。そうすることにより、審査請求の審理手続における争点の明確化につながり、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（1条1項）にも資することになる。

## (3) 審査庁及び審理員による検討について

本件では、本件諮問前の一件記録上、審査庁及び審理員において、処分庁が決定した各返還額が適正であるか否かについて検討した形跡が明らかにはうかがわれず、当審査会において、審査庁に対し、この点に関する照会をすることとなった。

金銭の返還を求める処分において、返還額が適正であるか否かは、処分の中核を成すものであるから、本件諮問前の審理は、審査庁及び審理員が本来すべき調査検討を尽くしたといえるかにつき疑問を差し挟む余地を残すものであったといわざるを得ない。

## 4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの本件諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委員 八木 一 洋  
委員 野口 貴 公 美

委 員 村 田 珠 美